

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県倉敷市松江三丁目2番46号

氏 名 内田工業株式会社 代表取締役 内田 航
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治

許可の年月日
許可の有効年月日令和 6年9月12日
令和13年9月11日

1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類および軽油類のもの、またはトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンもしくは1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、またはカドミウム、鉛もしくはそれらの化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンもしくは1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、またはカドミウム、鉛もしくはそれらの化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンもしくは1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）

燃え殻（カドミウム、鉛またはそれらの化合物を含むことにより有害なものに限る。）

汚泥（カドミウム、鉛もしくはそれらの化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンまたは1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）以上5種類

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新または変更の状況

- (1) 平成 26 年 9 月 12 日 新規許可
- (2) 令和 元年 9 月 12 日 更新許可
- (3) 令和 6 年 9 月 12 日 更新許可・優良認定

5. 積替え許可の有無 無

市名 一 許可番号 一

6. 規則第 10 条の 12 第 2 項の規定による許可証の提出の有無 無